民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）
特定事業の選定について

１　事業の名称

民間船舶の運航・管理事業（コンテナ船）（以下「本事業」という。）

２　事業の対象となる公共施設等の種類

自衛隊の任務遂行に供する船舶（以下「本事業船舶」という。）２隻

３　公共施設等の管理者等

防衛大臣　　小泉　進次郎

４　事業の内容

入札公告等に定める手続きによって選定された民間事業者は、本事業の遂行のみを目的とした会社法（平成１７年法律第８６号）に定める株式会社（以下「事業者」という。）を１社設立し、本事業に係る次の各号に掲げる業務を実施する。

（１）船舶調達業務

（２）船舶維持管理業務

（３）船員雇用・養成業務

（４）船舶運航業務

（５）全般管理業務

なお、事業者は、防衛省の輸送所要に係る運航に支障を及ぼさない等の一定の条件を満たす範囲において、民間の輸送所要に対する商業運航（以下「民間収益事業」という。）を積極的に行うことが強く期待されている。その際、事業者は、民間収益事業に係る運航で得られた売上額（収益）から民間収益事業に係る運航実費、国に納付する利用対価相当額（国庫返納額）を差引いた金額を利益として得ることができる。

５　事業方式

本事業について、事業者は、自らの資金で本事業船舶を調達した後、事業期間中、本事業船舶の所有権を有し、事業終了以降も防衛省に譲渡しない、いわゆるＢＯＯ（Build-Own-Operate）方式により実施する。

６　事業期間

本事業の事業期間は、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の締結の日から令和１９年１２月３１日までの約１１年間を予定している。

本事業の概要スケジュールは以下のとおりである。

令和９年３月頃	事業契約の締結
事業契約締結～令和９年１２月３１日	本事業船舶の調達
令和１０年１月１日～令和１９年１２月３１日	本事業船舶の運航
令和１９年１２月３１日	事業契約の終了

なお、本事業契約の終了を予定する時点において、本事業船舶を継続して使用することが有効と認められる場合、防衛省は事業者と協議し合意の上、延長可能と見込まれる時点まで本事業の事業期間を延長することができる。

７　本事業の実施に要する費用

本事業は、いわゆるサービス購入型によって実施するものとし、防衛省は、事業者が本事業を実施するに当たり要する費用（以下「サービス対価」という。）を、本事業船舶の運航を開始してから事業期間終了までの期間にわたり平準化して支払うこととする。

ただし、本事業船舶の運航費用の一部については、運航所要に応じて変動するため、事業契約に基づくサービス対価とは別に、個別の運航の都度契約し、当該運航費用を支払うものとする。

８　公共施設等の立地並びに規模及び配置

（１）本事業船舶の基本的な機能に関する事項

本事業船舶は２隻とし、事業期間にわたり同一の船舶で運航可能なものとする。

なお、いずれも近海区域を航行可能な船舶とし、限定近海区域のみ航行可能な船舶は認めないものとする。

（２）本事業船舶の係留施設に関する事項

事業者は、本事業船員の業務従事条件や本事業船舶の運航条件等を踏まえ、日常的に本事業船舶を係留する港湾等（以下「係留施設」という。）を確保する。

係留施設は、原則として、日本国内における港湾の範囲で事業者の提案によるものとする。

なお、事業期間中、原則として同一係留施設の継続利用を前提とする。ただし、やむを得ない事情により継続利用が困難となった場合や防衛省が要請する場合は、防衛省と事業者との協議により、事業期間中における係留施設の変更を行う場合がある。

９　本事業をＰＦＩ方式で実施することの定量的評価

本事業について、防衛省が直接実施する場合とＰＦＩ方式で実施する場合を比較するに当たって、その前提条件を別紙のとおり設定した。当該前提条件のもとで、ＰＦＩ方式の実施により得られる定量的効果について分析を行ったところ、本事業をＰＦＩ事業として実施する場合には、防衛省が直接実施する場合に比べて、本事業に必要な防衛省の負担額は、現在価値ベースで約１．９２％程度軽減されることが見込まれる結果となった。

なお、これらの前提条件は、仮定のものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

10　本事業をＰＦＩ方式で実施することの定性的評価

本事業をＰＦＩ方式により実施する場合には、次のような定性的効果が期待される。

- 常時運航可能な民間船舶を確保することによる、島嶼部への侵攻阻止に必要な装備品等の南西地域への迅速かつ確実な輸送に必要な自衛隊の海上輸送力の補完
- 部外力を最大限活用することによる事務負担等の軽減
- 海上輸送に精通した民間の技術的知見やリスク管理能力を最大限に活用することによる、確実かつ効率的な本事業船舶の調達、維持管理及び安定的な運航
- 民間資金を活用し、サービス対価として毎年均等額を支払うことによる財政支出の平準化
- 民間収益事業が実現した場合における、本事業に係る財政負担の低減
- 本事業に係る業務を事業者に一括発注し、防衛省は業績監視（モニタリング）に注力することによる、防衛省による調達、維持管理及び運航業務の負担軽減

11　本事業をＰＦＩ方式で実施することの総合的評価

本事業をＰＦＩ方式で実施することにより、定量的及び定性的効果を期待できることから、本事業をＰＦＩ方式で実施することが適当であると認め、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第７条の規定により、特定事業として選定する。

別紙

定量的評価の前提条件

１　ＰＳＣ、ＰＦＩ－ＬＣＣ及びＶＦＭの値		
項目	値	備考
①ＰＳＣ（現在価値ベース）	（非公表）	・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため、①～③については公表しない。
②ＰＦＩ－ＬＣＣ（現在価値ベース）	（非公表）	
③ＶＦＭ（金額）	（非公表）	
④ＶＦＭ（割合）	約１．９２％	

２　ＶＦＭ検討の前提条件（※）		
項目	値	算出根拠 （公表しない場合はその理由）
①割引率	２．６５％	・「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」及び「ＶＦＭ（Value For Money）に関するガイドライン」を踏まえ、２．６５％に設定した。（実質値ベースの割引率）
②物価上昇率	―	・各業務の費用は実質値によるため、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。
③リスク調整値	（非公表）	・事業者に移転されるリスクを定量化したリスク調整値として保険料（船体保険料・Ｐ＆Ｉ保険料）を設定し、ＰＦＩ－ＬＣＣと同額として加味した。 ・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため、値は公表しない。

※１　事業者自らの提案により実施されるため、民間収益事業による財政負担の軽減効果は考慮していない。

※２　本事業船舶の運航に係る実経費については、事業契約に基づくサービス対価とは別に契約する輸送役務契約に基づき支払うことから、当該運航経費は考慮していない。

※３　上記に加えて、税の還元等の調整として、防衛省が支払う消費税（１０％）のうち国税相当分（７．８％）及び事業者が支払う法人税等のうち国税相当分を還元している。

３　事業費などの算出方法				
項目		ＰＳＣの 費用の項目	ＰＦＩ－ＬＣＣの 費用の項目	算出根拠
①７・８号船舶サービス対価の算出方法	７・８号船舶調達費（このうち資金調達に係る費用は③を参照のこと。）	・新造船舶の設計・建造費用又は中古船舶の購入・改造、試験、各種検査費用　等	・新造船舶の設計・建造費用又は中古船舶の購入・改造、試験、各種検査費用 ・保険料 ・建中金利 ・融資形成手数料　等	・船舶調達に係る必要経費については、ＰＳＣ及びＰＦＩ－ＬＣＣともに、同様の前提条件のもと、見積額を算出した。

	７・８号船舶維持管理・運航準備費	・定期検査費（入渠費用含む）・修繕費 ・運航に必要な船体清掃費用（入渠費用含む） ・係留施設に係る係船費用 ・船用品費 ・維持燃料費 ・船員費　等	・定期検査費（入渠費用含む）・修繕費 ・運航に必要な船体清掃費用（入渠費用含む） ・係留施設に係る係船費用 ・船用品費 ・維持燃料費 ・保険料（船体保険料・Ｐ＆Ｉ保険料） ・固定資産税 ・船員費　等	・ＰＳＣは防衛省自ら、ＰＦＩ－ＬＣＣは民間事業者が船舶を管理・運航する前提で、本事業の実施に必要な体制及び経費を見込んで算出した。
②資金調達にかかる費用の算出方法		・本事業船舶調達費は、出来高に応じ支払い ・本事業船舶維持管理・運航準備費は発生年度に支払い	・本事業船舶調達費に必要な資金のうち一部を借入金で資金調達し、これに伴って事業期間に支払う借入利息及び事業者の税引前利益の一部を含めて各船舶の船舶調達費として計上	・Ｅ－ＩＲＲを一定水準確保。 ・資金調達条件については、過去のＰＦＩ事業の実績等を参考としたほか、近時の類似ＰＦＩ事例を元に設定した。
③その他の費用		－	・事業者の開業費用 ・全般管理業務費用 ・事業者の管理費、利益等	・ＰＦＩ－ＬＣＣは、過去のＰＦＩ事業の実績等を参考としたほか、本事業の実施に必要な体制及び経費を見込んで算出した。